

若草山焼き 2027 有料観覧券販売管理業務仕様書

1. 業務名

若草山焼き 2027 有料観覧券販売管理業務

2 目的

奈良の伝統行事である「若草山焼き行事」の安全かつ円滑な遂行を図るため、若草山麓有料観覧エリア等の人数制限・混雑緩和を目的とした前売り観覧券の販売管理体制を構築する。大手プレイガイドシステム等を活用して県内外および国内外への確実な情報発信・販売を行い、来場者の利便性向上、直前駆け込み購入を抑制し、運営の適正化・効率化を達成することを目的とする。

3 業務の範囲と位置づけ

本業務は、若草山焼き行事における有料観覧券（山麓エリア、奈良公園バスターミナル屋上プレミアム体験付き、車いす席等）の「販売システム運用・発券管理・案内 Web ページ構築・電話予約受付を含む問い合わせ窓口運営・販売データ管理・実績精算」を一括して対象とする。受注者は、発注者、および公式 Web サイト制作事業者等と密に連携を図り、販売データの共有や現場での円滑な受入れ体制を滞りなく遂行すること。

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）2 月 26 日（金）まで

※行事实施日：令和 9 年（2027 年）1 月 23 日（土）

5 販売チャネルおよび発券方式

販売チャネル：

①インターネット（WEB 販売）、②電話窓口、③全国コンビニエンスストア設置のマルチメディア端末
※全国展開しているコンビニエンスストアチェーンのうち、少なくとも 1 系列以上で対応可能であれば可とする（例：セブン-イレブンのみ、ローソンのみ等の対応も可）。

発券・受取方式：

全席種・全区分「紙チケット」に統一し、全国コンビニエンスストア店頭での発券・受取りとする。（対応チェーンは上記に準ずる）

6. チケット販売スケジュール

時期・日時	対象区分	運用内容・仕様
令和 8 年 11 月 20 日(金)	全券種	【一般チケット・車いす席 発売開始】

時期・日時	対象区分	運用内容・仕様
10:00		①-ア 山麓エリア（早割価格：2,000 円） ② BT 屋上プレミアム体験付き（10,000 円） ③ BT 屋上プレミアム体験付き車いす席（10,000 円） ④ BT 屋上車いす限定席
令和 9 年 1 月 15 日（金） 23:59	①-ア 山麓有料エリア	【早割販売期間の終了】 ①-ア 早割価格での販売受付を終了
令和 9 年 1 月 16 日（土） 00:00	①-イ 山麓有料エリア	【前売料金での販売（+500 円アップ）】 ①-イ 山麓エリアを前売価格（2,500 円）に変更
令和 9 年 1 月 16 日（土） 午前中	データ連携	【早割販売実績速報値の共有】 発注者が WEB 管理画面にて 1 月 15 日 23:59 時点の早割販売状況を確認する。
令和 9 年 1 月 22 日（金） 23:59	事前販売分	【事前販売の終了】 前売り販売受付を終了し、最終販売データを集計。なお、行事当日の購入者照合用名簿データの納品は不要とし、最終販売データは第 11 項に定める業務完了報告書にて集計・提出すること。
令和 9 年 1 月 23 日（土）	当日	【行事当日】

※BT は「奈良公園バスターミナル」を指す

7. チケット種別および販売条件

受注者は、以下に沿って販売システムの構築および在庫管理を行うこと。

(1) 委託対象チケット一覧（事前一般販売分：上限計 4,773 枚）

チケット種別	販売数	券面単価 (税込)	販売期間	主な運用ルール
① 山麓有料エリア ①-ア 早割 ①-イ 前売	最大 4,500 枚	①-ア 早割： 2,000 円 ①-イ 前売： 2,500 円	早割： 11/20(金) ～ 1/15(金) 前売： 1/16(土) ～ 1/22(金)	・保護者 1 名につき小学生 以下 1 名同伴無料 ・全エリア立ち見 ・エリア内出入り自由
② BT 屋上 プレミアム体験付	245 枚	10,000 円	11/20(金) ～ 完売まで	・時期による料金変動はなし。 ・子供を含め 1 人 1 枚必須 ・コンサート実施のため未 就学児入場不可
③ BT 屋上 プレミアム車いす枠	8 席	10,000 円	11/20(金) ～ 完売まで	・②と同内容 ・入場時確認有
④ BT 屋上 車いす限定エリア	20 枚	2,000 円	11/20(金) ～ 完売まで	・車いす本人+同伴者最大 3 名まで（同額 2,000 円） ・③のプレミアム特典は非 付帯 ・入場時確認有

(2) 委託対象外チケット（本業務に含まれない区分）

- ・ 当日券（最大 1,500 枚）：事前売れ行きに応じ、当日現地にて直接販売（3,000 円）。
- ・ 団体客向け先行販売枠（10 名以上・1 名 2,000 円）：発注者にて受付・請求書発行・郵送対応。
- ・ ふるさと納税返礼品枠：山麓枠（110 枚）、BT 屋上プレミアム枠（30 枚）はポータルサイト連携。
- ・ 団体向け特別観覧席（1,000 席）：奈良県ビジターズビューロー受託企画。

(3) チケット販売手数料の定義（プレイガイド費用の包括）

本業務における「チケット販売システム手数料」とは、受注者の取扱手数料のみならず、提携プレイガイド（チケットぴあ等）へ支払うシステム利用料、販売手数料、プロモーション費、システム登録料、売上送金手数料等、チケット販売インフラの稼働に係る一切の主催者負担費用を内包するものとする。なお、チケット用紙代（総販売上限枚数分）は固定業務委託料に含まれるものとし、実売実績による減額精算の対象外（固定費扱い）とする。

また、受注者は、本契約で定める手数料以外の名目（登録料等）により、発注者に対して追加の費用請求を行うことはできない。

(4) 全席種一律適用の原則

チケット販売手数料の算定基準（手数料率%または単価等）は、山麓有料エリア（早割・前売）、プレミアム体験付き、および車いす席を含む、本業務で取り扱うすべての券種において同一・一律の条件を適用するものとする。

券種、席種、販売時期、または販売単価の違いを理由として、特定券種の手数料率を引き上げること、個別の追加手数料を設定することは一切認めない。

(5) 実売実績に基づく精算（売れ残り請求の禁止）

チケット販売手数料の支払いは、契約（見積書）に定める一律基準に基づき、各券種の実売実績（販売枚数および適用券面単価）に応じて精算するものとする。

販売期間終了時点で未販売（売れ残り）となったチケット枚数については、販売手数料および用紙代等を含め、一切の費用請求を認めない。

(6) 売上増等に伴う増額変更契約規定

前売料金（2,500円）での販売枚数増加や販売全体の伸長等に伴い、実売実績に基づき算定される販売手数料の総額が当初の契約金額（委託料上限額）を超過することが見込まれる場合は、発注者・受注者双方協議のうえ変更契約を締結し、契約金額の増額変更を行うことができるものとする。

(7) 行事中止時における精算および増額変更規定

不可抗力による行事中止に伴う払戻代行手数料についても、プレイガイドへ支払う払戻手数料の一切を含み、契約（見積書）に定める条件に基づき、実売売上総額に対する実費精算を行うものとする。行事中止に伴い発生する払戻代行手数料その他の費用が、当初の契約金額（委託料上限額）を超過することが見込まれる場合、または業務内容の変更に伴い必要な場合、発注者・受注者双方協議のうえ変更契約を締結し、所要額の増額変更または契約内容の変更を行うものとする。

(8) 売上金の管理および発注者への入金フロー

受注者は、本業務により生じるチケット売上金（前受金）について、適正に管理しなければならない。受注者は、プレイガイドからの売上精算金を受領後速やかに照合を行い、手数料等控除内容の詳細を明らかにし、履行期間中に、手数料等が控除された売上金全額を発注者が指定する金融機関口座へ振り込み入金すること。なお、発注者口座への振込手数料は受注者の負担とする。

(9) 入札金額および見積もりの積算基準

入札書記載金額（総額）の積算要領、内訳項目の定義、ならびに事業完了時における販売手数料の実績精算および増額変更の詳細については、別紙「チケット販売システム手数料の積算要領および精算基準」に定めるところによる。

8. 業務内容

(1) プレイガイド連携および販売システム運用

- 既存の大手プレイガイドシステム（チケットぴあ等）上に興行登録を行い、席種登録、購入制限枚数、注意事項の設定を完了させること。
- 段階的料金制の設定：①山麓有料エリアチケットについて、令和9年1月16日（土）00:00をもって、前売価格（2,500円）に切り替わる設定を確実に実施すること。なお、令和9年1月15日（金）23:59までに予約完了した取引については、プレイガイド所定の支払猶予期限（予約日を含め4日以内等）までに決済・発券手続が完了した場合に早割料金を有効とする設定を行うこと。
- 購入画面での注意事項表示：「紙チケット再発行不可」「営利目的の転売禁止」「BT席未就学児入場不可」等の情報を購入確認画面に明記し、可能であれば同意を必須とする制御を行うこと。

(2) 販売データ管理・共有および報告体制

- 早割実績の確認：発注者がリアルタイムで販売状況を確認できるよう、事前にWEB管理画面のアカウントを発注者に提供すること。発注者は令和9年1月15日（金）23:59までの早割販売状況を同画面より直接確認するものとし、受注者による休業日中の個別報告は要しない。
- 定期週報またはデータ閲覧環境の提供：
 - 販売期間中、週1回定期的に「週次販売状況報告書（券種別販売数・残席数・問い合わせ件数等）」を発注者へ提出すること。
 - または、発注者がリアルタイムで販売状況・残数を把握・CSV抽出できるWEB管理画面（ダッシュボード）の閲覧アカウントを提供すること。

(3) 販売案内Webページの構築・運用

- 発注者が用意する公式HPからの直リンク先となる「チケット販売案内ページ」を構築すること。なお、プレイガイドが提供する専用Webページ・LP等の活用も可とする。
- 券種概要、価格、エリアマップ、購入手順、コンビニ発券方法、購入者負担手数料一覧、注意事項、よくある質問（FAQ）を網羅し、発売情報や完売状況を適時更新すること。
- プレイガイドが提供する情報発信ツール（SNS等）を活用し、定期的に販売情報の発信を行うこと。

(4) 問い合わせ対応・コールセンター窓口業務

- 専用電話番号・回線等を確保し、受付窓口を運営すること（実働40日）。
 - 開設期間：令和8年11月20日（金）～令和9年1月22日（金）
 - 開設時間：平日 10:00～16:00（土日祝、年末年始12/29～1/3を除く）
 - 人員配置：発売初動ピーク時は複数名体制、通常期は1名以上常駐を基本とし、適正な体

制を組むこと。

- 電話予約受付：Web 操作が困難な購入希望者に対し、電話口での予約代行登録（予約番号通知 → コンビニ店頭での現金支払・発券案内）を実施すること。
- 二次対応・トラブル対応：購入エラー、重複決済など個別トラブル等の二次対応を行い、発注者およびプレイガイド運営元と連携して解決を図ること。

(5) 行事中止時の払い戻し業務

- 不可抗力等による中止決定時、全国コンビニ店舗等を通じたチケット払い戻し業務を行うこと。
- 払戻し窓口は原則として「購入・発券を行った同一のコンビニエンスストア店舗」とする。なお、遠方等の事由により発券店舗での払戻しが困難な購入者への例外対応（郵送・振込対応等。その際発生する郵送代は購入者負担とする）及びその詳細運用については、中止決定後に発注者・受注者双方協議のうえ決定するものとする。
- 購入者への払戻対象は「チケット券面額、システム利用料および発券手数料」とし、「コンビニ決済手数料（330 円/件）」は返金対象外とする。

9. 興行成立・中止の定義およびリスク管理

発注者が加入するイベント中止保険等と連動し、以下の基準に基づき運用すること。

- 興行成立の定義（払い戻し非対象）：天候不良等が発生した場合であっても、「大花火が1発でも打ち上がった場合」または「山焼き点火が実施された場合」のいずれか一方が満たされた時点で行事成立（興行遂行）とみなし、チケット代金の払い戻しは行わない。
- 興行中止の定義（払い戻し対象）：林野火災警報にともなう行政指導や危険防止等の理由により、「大花火」および「山焼き」の双方が実施できなかった場合のみを行事中止と定義し、チケット代金の払い戻しを行う。

10. 購入者（参加者）負担手数料の体系

受注者は、チケット購入者が負担する付随費用（手数料）について、以下の手数料体系に準拠した設定を行うこと。ただし、受注者の提案やシステム仕様等により、購入者の負担額が以下に定める上限額を下回る（安価となる）設定とすることを妨げない。

また、WEB 申込みにおける「クレジットカード決済」の導入は任意とし、紙チケットの発券漏れ防止や現場混乱抑止等の観点から、決済方法をコンビニ決済等に限定して運用することを妨げない

申込チャネル	決済方法	システム 利用料（1 枚あたり）	店頭発券 手数料（1 枚あたり）	決済手数料（1 注文 あたり）	1 枚購入時の 負担合計（税込）
① WEB 申込み ※任意導入	クレジットカード決済	330 円	165 円	－	495 円
① WEB 申込み	コンビニ決	330 円	165 円	330 円	825 円

申込チャネル	決済方法	システム 利用料（1 枚あたり）	店頭発券 手数料（1 枚あたり）	決済手 数料（1 注文 あたり）	1 枚購入時の 負担合計（税 込）
	済				
② 電話予約	コンビニ決 済	330 円	165 円	330 円	825 円
③ コンビニ店頭 端末 （マルチコピー機 等）	レジ支払い	－	165 円	－	165 円

- ・ システム利用料および店頭発券手数料は、チケット「1 枚ごと」に加算される。
- ・ コンビニ決済手数料は、購入枚数に関わらず「1 注文（1 回の決済）ごと」に加算される（複数枚を同時にまとめて購入した場合でも、決済手数料は 1 回分 330 円のみとなる）。
- ・ 表中の「－」は、当該手数料が発生しない（0 円）ことを示す。
- ・ WEB 申込みににおいてクレジットカード決済を導入しない場合であっても、本仕様を満たすものとする。導入する場合は、購入者に対し「事前にコンビニ店頭等で紙チケットを発券の上、来場すること」の注意喚起を画面上で徹底すること。
- ・ コンビニエンスストア店頭のマルチメディア端末での直接購入時は、システム利用料および決済手数料は発生せず、「店頭発券手数料（165 円/枚）」のみとする。

11. 成果品

受注者は、業務完了後速やかに以下の成果品を発注者に提出すること。

業務完了報告書（A4 判、様式自由・PDF データ）：

- ①券種別、②日付別、③販売チャネル別の販売実績、売上集計
- 日付別問い合わせ件数、問い合わせ傾向・分析
- 次年度に向けた課題・改善提案

12. その他契約条件および権利関係

(1) 著作権の帰属

- ・ 本契約により作成される成果品（マニュアル、報告書等）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。
- ・ 受注者は、著作権法第 20 条第 1 項に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 個人情報の保護および秘密保持

- 受注者は、本業務を通じて取得した個人情報（購入者名簿、問い合わせ記録等）について、関係法令および個人情報保護条例を遵守し、適正に管理しなければならない。
- 受注者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏洩し、又は本業務の履行以外の目的に使用してはならない。本契約終了後も同様とする。

(3) 再委託の禁止・制限

- 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- 業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 損害賠償および事故対応

- 受注者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- 業務履行中にシステム障害や重大なトラブル等が発生した場合は、直ちに発注者に報告し、誠実かつ速やかに対応すること。

(5) 権利義務の譲渡禁止

- 受注者は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の用に供してはならない。

(6) 業務内容の変更・解約等

- 発注者は、天災地変、著しい社会情勢の変化、その他やむを得ない事由があるときは、受注者と協議のうえ、本業務の仕様を変更し、又は委託契約を解除することができる。

(7) 疑義の決定

- 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議のうえ決定すること。

以上

【別紙】チケット販売システム手数料の積算要領および精算基準

本委託業務の入札にあたり、入札書記載金額（総額）および契約内訳書の作成、ならびに契約締結後の実績精算については、以下の基準および要領に基づくものとする。

1. 内訳項目の定義および積算区分

入札書に記載する総額（税抜）は、以下の「① 固定業務委託料」と「② チケット販売システム手数料」を合算した金額とすること。

- ① 固定業務委託料（税抜）：コールセンター窓口運営（回線・PC 機器・人件費）、チケット用紙代（総販売上限枚数分）、マニュアル作成、進捗管理・報告書作成等、本仕様書に定める固定業務に係る費用の一切。
- ② チケット販売システム手数料（税抜）：プレイガイド連携、システム利用料、発券インフラ稼働等に係る費用の一切（提携プレイガイドへ支払う正規の手数料、用紙代、登録料等をすべて含む※チケット用紙代を除く）。

2. 販売手数料率の決定・提示および確定手続き

手数料率の決定と入札書の作成：

入札に参加する事業者（入札参加者）は、提携するプレイガイドの手数料体系や自社の運営原価等を勘案のうえ、本業務にかかる販売手数料率（一律%）を自ら決定し、様式第 4 号（入札書）所定の内訳欄に「固定業務委託料」および「提案販売手数料率（%）」を明記のうえ、合算した総額（税抜）を記載して入札すること。

契約料率としての確定：

落札者が入札書に記載した販売手数料率は、落札決定をもって本業務における「契約販売手数料率」として確定し、契約書の内訳および事業完了時の実績精算基準として適用する。

料率について：

券種、席種、販売時期、販売単価に関わらず、すべての対象チケットに対して同一の料率を適用すること（特定券種のみ個別の料率を設定することは認めない）。なお、販売手数料率は「8.0%以上」とすること。

3. 入札比較のための基準販売額

入札価格の客観的比較および公平性を担保するため、チケット販売システム手数料の積算にあたっては、以下の基準販売額に販売手数料率（一律%）を乗じて算出すること。

- 山麓有料エリア（早割）：早割単価 2,000 円（税込）× 2,500 枚 = 5,000,000 円（税込）
- 山麓有料エリア（前売）：前売単価 2,500 円（税込）× 2,000 枚 = 5,000,000 円（税込）
- BT 屋上プレミアム体験付き：単価 10,000 円（税込）× 上限 245 枚 = 2,450,000 円（税込）

- BT 屋上プレミアム車いす枠：単価 10,000 円（税込）× 上限 8 枚 = 80,000 円（税込）
- BT 屋上車いす限定エリア：単価 2,000 円（税込）× 上限 20 枚 = 40,000 円（税込）
- 【見積積算基準 券面売上総額】：12,570,000 円（税込）

※参考

積算および入札金額の算出例

固定業務委託料を「2,000,000 円（税抜）」、販売手数料率を「20%」として積算する場合

チケット販売システム手数料の積算額（税抜）：

$12,570,000 \text{ 円（税込基準売上総額）} \times 20\% = 2,514,000 \text{ 円（税抜）}$

総額（税抜）：固定業務委託料 2,000,000 円 + 販売手数料 2,514,000 円 = 4,514,000 円（税抜）

事業完了時の実績精算例

支払額は、仕様書本文第 7 項(5)に基づき、各券種の実売実績（販売枚数および適用券面単価）に応じ、未販売（売れ残り）となったチケットに対する手数料の支払いは行わない。

【精算シミュレーション例】

上記（固定費 200 万円、手数料率 20%）で契約し、最終的な実売実績が「山麓早割 3,000 枚（6,000,000 円・税込）」「BT プレミアム 100 枚（1,000,000 円・税込）」の計 7,000,000 円（税込）となった場合：
実売券面売上総額：6,000,000 円 + 1,000,000 円 = 7,000,000 円（税込）

実際に支払う販売手数料（税抜）： $7,000,000 \text{ 円（税込実売総額）} \times 20\% = 1,400,000 \text{ 円（税抜）}$

（※売れ残った未販売分に対する手数料相当額 $2,514,000 \text{ 円} - 1,400,000 \text{ 円} = 1,114,000 \text{ 円}$ は減額精算となる。）

最終精算委託料（税抜）：

固定業務委託料 2,000,000 円 + 実売手数料 1,400,000 円 = 3,400,000 円（税抜）

（※最終請求支払額：3,740,000 円（税込 10%））

契約金額の増額変更に関する運用

山麓有料エリアにおいて前売料金（2,500 円・税込）での販売枚数が増加したこと等により、実売実績に基づく販売手数料の合計額が当初の契約金額（上記例では税抜 2,514,000 円）を超過することが見込まれる場合は、仕様書本文第 7 項(6)の規定に基づき、発注者・受注者双方協議のうえ変更契約を締結し、所要額の増額変更を行うものとする。